

館林地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表

令和元年度における館林地区消防組合職員の任免や勤務時間その他の勤務条件の状況などについて、住民の皆さんに一層のご理解をいただけるよう、そのあらましをお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況

◇試験内容 第一次試験 筆記試験（教養・専門・職場対人適応性検査）
第二次試験 体力試験・作文試験・個別面接試験

健康診査 健康診断

◇試験結果

区 分	募集職種	応募者数	一次試験 合格者	二次試験 合格者	採用者
大学卒程度	消防職	9(1)名	4名	1名	1名
	救急救命士	1名	0名	0名	0名
短大卒程度	消防職	1名	1名	0名	1名
	救急救命士	2(1)名	2(1)名	1名	1名
高校卒程度	消防職	3名	1名	1名	1名
合 計		16(2)名	8(1)名	3名	4名

※救急救命士は有資格者又は国家試験受験資格保有者

※表中括弧書きは女性受験者数

※二次試験合格発表後に早期退職者がでたため、次点合格で短大卒程度を1名採用

(2) 職員の任用状況

◇昇任・昇級の状況

(平成31年4月1日現在)

職 名	消防長 次 長	参 事 (署長・課長 兼務)	署長 課長 分署長	主幹・補佐	係 長	係長代理	主 任 主 査
昇任者数	0名	3名	0名	1名	3名	5名	13名

階 級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長
昇級者数	0名	0名	1名	5名	8名	8名

※表中の括弧書きは女性消防職員数（指定がない限り以下同様とする）

◇昇任・昇級試験の実施状況

消防司令補への昇任試験

試験内容：作文試験、面接試験

合格者：消防司令補4名

消防士長・消防副士長への昇任・昇級試験

試験内容：学科試験、実技試験、面接試験、作文試験。

合格者：消防士長 10名、消防副士長 8名

(3) 再任用制度の実施状況

◇再任用制度は、本格的な高齢社会に対応し、職員の知識・経験を活用していくとともに定年退職から年金支給までの間の生活を支えるための制度です。

館林地区消防組合職員の再任用に関する条例は平成13年4月1日施行されており、令和元年度中、この条例による採用者は1名です。

(4) 職員の離職状況 (令和元年度中退職者)

退職区分	定年退職	定年前希望退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	再任用後の離職
退職者数	1人	0人	0人	3人	0人	0人	0人	1人

(5) 職員の在職状況 (平成31年4月1日現在)

◇職種別職員数

消防職員数 191名

◇年齢階級別職員数

(平成31年4月1日現在)

年齢 \ 階級	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他の職員	計
18～19歳							2人		2人
20～24歳							26(2)人		28(2)人
25～29歳					4人	21人	12(1)人		35(1)人
30～34歳				3人	19人	5人			29人
35～39歳				14人	9人				25人
40～44歳				30(1)人					32(1)人
45～49歳			14人	16人					21人
50～54歳		5人	1人	1人	1人				8人
55～60歳	1人	4人	3人						10(1)人
61歳									
合計	1人	9人	18人	64(1)人	33人	26人	40(3)人		191(4)人

※職員数は、地方公務員の身分を有する休職者及び派遣職員を含み、再任用短時間職員、臨時職員及び非常勤職員を除いています。

(6) 定員管理の状況 (平成31年4月1日)

増加の傾向にある消防行政需要に対応するため、財政の健全化に努めながら、限られた職員を適正に配置し定員管理に取り組んでいます。

◇職員在職状況（各年4月1日現在）

部 門		条例 定数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度から令和元 年度の主な増減理由
一般行政 部門	消防職	191人	190(4)人	191(5)人	191(4)人	
	合 計	191人	190(4)人	191(5)人	191(4)人	

※職員数は、地方公務員の身分を有する休職者及び派遣職員を含み、再任用短時間職員、臨時職員及び非常勤職員を除いています。また、地方公務員の身分を有する休職者及び派遣職員がいる場合、増員することができます。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和元年度一般会計決算見込）

管内住民人口 (H31.3.31現在)	歳出額 (A)	人件費額 (B)	人件費率 (B/A)
135,783人	4,261,255千円	1,491,601千円	35.0%

※歳出額及び人件費額は見込額です。

(2) 職員給与費の状況（令和元年度一般会計当初予算）

職員数 (A)	給 与 費				一人当たりの 給与費(B/A)
	給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
人 191	千円 667,264	千円 200,099	千円 264,800	千円 1,132,163	千円 5,928

※職員手当には退職手当、児童手当を含まない。

(3) 職員の平均給料・給与月額及び平均年齢の状況（平成31年4月の状況）

区 分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	消防職員	286,898円	369,025円	36.0歳
	館林市	296,100円	354,718円	40.3歳
	国	329,433円	—	43.4歳

※給与月額とは、給料月額に扶養手当、夜間勤務手当、休日（年末年始等）勤務手当、災害での非番職員召集の超過勤務手当等の諸手当を加えたものです。

(4) 職員の初任給の状況

区 分		大学卒	短大卒	高校卒	
一般行政職	消防職員	消防吏員	187,200円	167,200円	153,000円
		その他の職員	180,700円	161,300円	148,600円
	館林市	180,700円		148,600円	
	国	一般職	180,700円		148,600円

(5) 職員の経験別・学歴別平均給料月額状況（消防職）

学歴別	経験年数			
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満
大学卒	201,285円	241,760円	282,107円	333,550円
短大卒	191,438円	222,323円	275,866円	—
高校卒	170,766円	200,244円	242,430円	290,333円
全学歴平均	185,840円	226,847円	267,633円	322,745円

学歴別	経験年数			
	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
大学卒	364,528円	366,280円	417,057円	446,500円
短大卒	362,100円	365,400円	—	—
高校卒	338,242円	367,275円	388,710円	396,200円
全学歴平均	352,100円	366,951円	400,382円	421,350円

(6) 級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

等級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		消防職(人)	比率(%)	職名	人数(人)	人数(人)	比率(%)	段階
1級	消防士の職務	40(3)	20.9	消防士	40(3)	66(3)	34.6	係員級
2級	消防副士長の職務	26	13.6	消防副士長	26			
3級	主査の職務 主任の職務	49	25.7	消防士長・主任	33	33	17.3	主任級
	消防士長の職務			主査	16			
4級	係長の職務 係長代理の職務	48(1)	25.1	係長代理	21(1)	48(1)	25.1	係長級
	係長			27				
5級	補佐の職務 主幹の職務	18	9.4	補佐	18	18	9.4	課長補佐級
	主幹			0				
6級	署長の職務 課長の職務 室長の職務 分署長の職務	4	2.1	署長	1	4	2.1	課長級
	課長			2				
	室長			1				
	分署長			0				
7級	参事の職務	4	2.1	参事	4	4	2.1	参事級
8級	次長の職務 消防長の職務	2	1.1	次長	1	1	0.5	次長級
	消防長			1	1	0.5	消防長級	
合計		191(4)	100.0		191(4)			

(7) 特別の場合の昇給の実施状況

勤務成績が良好である職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または著しい障害の状態となった場合その他に必要なと認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に、昇給をさせることができる制度です。令和元年度、この制度の実施はありませんでした。

(8) 職員手当の状況

◇期末手当・勤勉手当

区 分		期末手当	勤勉手当
期末・勤勉 手当	6月期	1.300月分 (1.100月分)	0.925月分 (1.125月分)
	12月期	1.300月分 (1.100月分)	0.975月分 (1.175月分)
	計	2.600月分 (2.200月分)	1.900月分 (2.300月分)

※括弧書きは特定幹部職員

◇退職手当

区 分		支 給 割 合	
		自己都合退職	勸奨・定年退職
退職手当	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続30年	34.7355月分	40.80375月分

※群馬県市町村総合事務組合条例により支給。

◇扶養手当

館 林 地 区 消 防 組 合	国
配偶者・・・・・・・・・・・・・・・・・・6,500円	同 じ
子・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円	
子を除く配偶者以外の扶養親族・・・・・・・・6,500円	
16歳から22歳までの子(加算分)・・・・・・・・5,000円	

◇住居手当

館 林 地 区 消 防 組 合	国
(借家の場合)	同 じ
・月額23,000円以下・・・・家賃から12,000円を除いた額を支給	
・月額23,000円超・・・・家賃から23,000円を除いた額の2分の1に11,000円を加算した額を支給(ただし、最高支給限度額27,000円)	

◇通勤手当

館 林 地 区 消 防 組 合		国
(自動車などの交通用具使用者の場合)【片道】		同 じ
片道 2 k m 未満 0 円	片道 2 k m 以上 5 k m 未満 . . . 2,000 円	
片道 5 k m 以上 10 k m 未満 . . . 4,200 円	片道 10 k m 以上 15 k m 未満 . . . 7,100 円	
片道 15 k m 以上 20 k m 未満 . . . 10,000 円	片道 20 k m 以上 25 k m 未満 . . . 12,900 円	
片道 25 k m 以上 30 k m 未満 . . . 15,800 円	片道 30 k m 以上 35 k m 未満 . . . 18,700 円	
片道 35 k m 以上 40 k m 未満 . . . 21,600 円	片道 40 k m 以上 45 k m 未満 . . . 24,400 円	
片道 45 k m 以上 50 k m 未満 . . . 26,200 円	片道 50 k m 以上 55 k m 未満 . . . 28,000 円	
片道 55 k m 以上 60 k m 未満 . . . 29,800 円	片道 60 k m 以上 31,600 円	
(交通機関利用者の場合)		
6 か月定期券等の価格による一括支給		
ただし、最高支給限度額 (1 か月あたり) 55,000 円		

◇超過勤務手当 (令和元年度中)

支給対象者	総時間外勤務 時間数	時間外勤務手当 総額	一人当たり年額	一人当たり月額
120 人	15,337 時間	30,468,709 円	253,905 円	21,158 円

※深夜等の災害活動分を含む。

◇特殊勤務手当

特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		58.12%
	夜間特殊勤務手当支給職員の割合		16.23%
	出勤手当	正機関員手当支給職員の割合	38.74%
		副機関員手当支給職員の割合	43.46%
		隊員他手当支給職員の割合	57.59%
		救急救命士手当支給職員の割合	15.18%
		特定行為手当支給職員の割合	10.99%
		潜水隊員手当支給職員の割合	1.57%
	緊急消防援助隊手当支給職員の割合		0%
支給対象職員 1 人あたりの平均支給年額		73,004 円	

※夜間特殊勤務手当は深夜時間帯に通信指令業務に従事した場合に支給される手当。出勤手当は 1 回の出動あたりに支給される手当

◇夜間勤務手当 (1 当務あたり 24 時間勤務体制による 22 : 00 ~ 05 : 00 の間に勤務した場合の割増手当)

◇休日勤務手当 (365 日勤務体制のため、国民の祝日及び年末年始の勤務を要しない日に勤務した場合に支給する手当)

◇管理職員特別勤務手当 (管理職職員が週休日又は週休日以外の 00 : 00 ~ 05 : 00 の間に災害等により臨時に勤務した場合に支給する手当)

3 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の実施状況

人事評価を行う目的としては、住民サービス向上のため、本組合職員の目指すべき職員像を明確にするとともに、各人の達成度合いを明らかにし、さらなる活躍と成長を目的とします。

(2) 実施方法

【能力評価】及び【業績評価】の2つの評価を用います。

(3) 実施時期

能力評価：評価期間は前年の4月1日から3月31日までとします。

業績評価：評価期間はその年度の4月から9月を前期、10月から3月を後期として年2回評価を行います。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務時間については、消防本部職員及び日勤者と、隔日勤務者で勤務条件が異なるが、勤務時間については原則同じ時間数となっています。但し、隔日勤務者については、国民の祝日及び年末年始の勤務を要しない日においても勤務が割り振られる場合があります。

◇日勤職員

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務の開始時間	勤務の終了時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分から 13時00分まで

◇隔日勤務職員（週38時間45分）

1週間の正規の勤務時間	1当務の正規の勤務時間	勤務の開始時間	勤務の終了時間	休憩時間
38時間45分	15時間30分	8時30分(当日)	8時30分(翌日)	(昼休憩) 12時00分から13時00分まで (夕休憩) 17時15分から18時15分まで (夜休憩) 22時00分から翌日6時00分までの間の6時間

(2) 年次有給休暇（令和元年中）

年次有給休暇は、労働者の心身の疲労回復、労働力の維持培養を図ることを目的として、労働基準法第39条の規定に従って与えられる有給の就労義務免除の休息です。

また、年次有給休暇は1年間に20日間付与され、請求権発生後2年以内に権利を行使しなければ時効により消滅し、時効で消滅しない限り翌年まで繰り越されます。

◇年次有給休暇の取得状況

区分	総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
日勤職員	1,160日	384日	29人	13.2日	33.1%
隔日勤務職員	6,334日	2,080日	162人	12.8日	32.8%
全対象職員数	7,494日	2,464日	191人	12.9日	32.9%

(3) 特別休暇（令和元年中）

特別休暇は、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として、条例・規則で定めている休暇であり、年次有給休暇、病気休暇、介護休暇以外の総称です。

◇特別休暇の取得状況

特別休暇の種類	取得件数	延べ日数
選挙等の公民権の行使のための休暇	—	—
証人、参考人等による裁判所等への出頭のための休暇	—	—
骨髄液の提供・登録のための休暇	—	—
ボランティア活動のための休暇	—	—
職員の結婚休暇	6件	26日
職員の出産（産前産後休暇）	—	—
生後1年未満の子の養育のための休暇	—	—
職員の妻の出産	4件	11日
職員の妻の出産前後の際の子の養育のための休暇	4件	18日
女性の生理休暇	—	—
交通機関の混雑に対する妊婦の健康維持のための休暇	—	—
妊婦検診のための休暇	—	—
未就学児童の看護のための休暇	—	—
忌引	13件	29日
15年以内に行われる父母の追悼行事のための休暇	—	—
夏季における盆等の諸行事への参加、心身の健康維持及び増進のための休暇	183件	530日
天災による住居の滅失又は損壊による休暇	—	—
天災・事故等により出勤が困難な場合の休暇	—	—
災害時における退勤途上の危険回避のための休暇	—	—

(4) 介護休暇

配偶者・父母・子などの親族の負傷・疾病・老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合に取得できる休暇です。

◇令和元年中取得者はなし。

(5) 病気休暇

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のために療養する必要があり、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合に、90日を超えない範囲において、医師の証明書等に基づき任命権者が必要と認める期間を与えるものです。

◇病気休暇の取得状況

取得者数	取得日数別内訳						
	15日以下	15日超 30日以下	30日超 45日以下	45日超 60日以下	60日超 75日以下	75日超 90日以下	90日超
27人	21人	3人	1人			1人	1人
0人							
27人	21人	3人	1人			1人	1人

※上段は、令和元年新規取得者数、下段は前年から引き続き取得している職員数。

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業及び部分休業

乳幼児又は幼児を有する職員の申出により、その職員が育児のために一定期間休業することを認めるものです。なお、育児休業は、出生後、子が3歳に達するまでの期間です。

◇育児休業の取得状況

令和元年中に育児休業を取得した職員はいません。

(2) 部分休業

部分休業は、公務の運営に支障がないと認めるときは、小学校就業前の子の養育のため、1日の勤務時間の一部（上限2時間）を勤務しないことを承認することができるものです。

◇部分休業の取得状況

令和元年中に部分休業を取得した職員はいません。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限

職員が一定の事由によって職務を十分に果たすことが期待できない場合、あるいは職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分を分限処分といいます。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

◇分限処分の状況

処分の種類	処分の事由	件数
休職	地方公務員法第28条第2項第1号	2人

(2) 懲戒

職員の一定の義務違反に対して、任命権者が特別権力関係に基づき、その職員の責任を追究して行う制裁であり、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。ただし、非行の

内容、程度、その他の事情等を総合的に判断した結果、懲戒処分とするには至らない軽微な義務違反に対して、文書や口頭により将来に向け注意を与える場合があります。

◇懲戒処分の状況

処分の種類	処分の事由	件数
戒告	地方公務員法第29条第1項第1号及び3号	1件

7 職員のサービスの状況

(1) 地方公務員の服務規律の概要

服務は、職員が当該職務に服することを言いますが、憲法第15条第2項に「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定されており、これに基づき地方公務員法では服務の根本基準を「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」（地方公務員法第30条）と定めております。この根本基準の具体的な規定として、次のような服務上の義務が地方公務員法で定められております。

◇地方公務員法に定められている職員の義務

条 文	事 項	区 分
31条	服務の宣誓	身分上
32条	法令等及び上司の命令に従う義務	職務遂行上
33条	信用失墜行為の禁止	身分上
34条	秘密を守る義務	身分上
35条	職務に専念する義務	職務遂行上
36条	政治的行為の制限	身分上
37条	争議行為等の禁止	身分上
38条	営利企業等の従事制限	身分上

(2) 営利企業等の従事の状況

◇令和元年度の許可件数 3件

- ・従事する業務内容 農地相続による農業従事者・売電事業等（従事率1.6%）
- ・従事時間 勤務時間外

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

◇令和元年度中の免除件数 75件

主な免除自由

- ・各種健康診断の受診
- ・研修等の受講

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正（平成28年4月1日施行）により、本組合においては「館林地区消

防組合職員の退職管理に関する条例」を制定しました。これに伴い、再就職者による依頼等の規制や再就職情報の任命権者への届出などを徹底し、職員の退職管理の適正化を図っていきます。

◇令和元年度末における退職者の再就職等の状況

退職者数 (令和元年度)	再就職の状況 (令和2年度)	
	本組合での再任用等	民間企業等
4人	1人	0人

9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員研修は、地方公務員法第39条に基づき職員の公務能率向上と人材育成のため計画的に実施しており、特に教育機関への専門的な派遣研修、さらには業務に必要な資格取得のための講習会等への派遣も実施しております。

◇総務省消防大学校

研 修 課 程	研修人員	総日数/人
幹部科	1人	50日
救助科	1人	57日
合 計	2人	107日

◇群馬県消防学校

研 修 課 程	研修人数	総日数/人
初任科	5人	170日
警防科	3人	12日
予防査察科	3人	12日
危険物科	3人	9日
火災調査科	3人	12日
救急科	6人	57日
救助科	3人	31日
初級幹部科	2人	9日
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習	2人	1日
処置拡大追加講習会	3人	4日
合 計	33人	317日

◇救急救命士関係

研 修 課 程	研修人数	総日数/人
新規救急救命士養成研修 (東京研修所)	1人	196日
就業前病院実習	2人	26日
再教育病院実習	30人	3日
気管挿管病院実習	1人	15日

気管挿管ビデオ硬性喉頭鏡実習	2人	14日
薬剤投与実習	3人	19日
合 計	39人	273日

◇部外研修

研 修 名	研修人数	総日数/人
消防職員安全衛生研修会	1人	2日
全国消防救助シンポジウム	2人	1日
陸上自衛隊化学学校委託教育訓練	1人	5日
NIRS 放射線事故初動セミナー	1人	4日
国民保護 CR テロ初動セミナー	1人	3日
消防用設備等実務研修会	8人	1日
火災調査実務研修会	3人	1日
消防職員の惨事ストレス初級研修	1人	2日
地方債研修	1人	2日
決算統計実務研修会	1人	1日
消防大学校特別講習会	3人	1日
合 計	23人	23日

◇部内研修

研 修 名	研修人数	総日数/人
救急係主催勉強会	157人	5日
水難救助勉強会	60人	2日
警防技術検討委員会	52人	4日
運転技術講習会	30人	2日
消防救助活動検討会	80人	2日
合 計	379人	15日

◇資格取得関係研修

研 修 名	研修人数	総日数/人
緊急運転技能講習	2人	4日
車両系建設機械運転（解体含む）	1人	3日
小型船舶操縦士（二級）	2人	3日
小型船舶操縦士（更新）	11人	1日
潜水士	2人	1日
玉掛け	2人	3日
小型移動式クレーン	2人	3日
合 計	22人	18日

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

◇職員の健康診断及び疾病予防

種 類	受 診 者	内 容 等
定期健康診断	260 人	人間ドック受診者を除く 隔日勤務職員については年 2回の実施
人間ドック	87 人	日帰りドック 83 人 1泊2日ドック 0 人 脳ドック 4 人
感染症予防対策検査及び予防接種	B型肝炎抗原・抗体検査 32 人 B型肝炎ワクチン接種 11 人	血液等に接触する可能性の ある業務に従事する職員
産業医の健康面談及び職員相談	1 人	健康面談等
メンタルヘルス相談	0 人	メンタルヘルスカウンセリ ング等
ストレスチェック	43 人	全事業所で実施

(2) 安全衛生法に基づく安全衛生管理の状況

◇館林地区消防組合消防衛生管理規程に基づき実施。

総括衛生管理者（消防本部次長）・衛生管理者（消防本部、館林消防署各1名）・衛生推進者（6署各1名）・産業医（館林厚生病院） 計10名

◇産業医

氏 名	所 属	備 考
岩 佐 晋	邑楽館林医療事務組合 館林厚生病院 部長	

※産業医が実施した職場巡視状況

- ・実施場所 館林消防署北分署

(3) 災害補償の実施状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補てんと職員・遺族の救護を図るために必要な事業を行うことを目的とした制度で、当組合は群馬県地方公務員災害補償基金に加入しています。

◇令和元年度中の認定件数

- ・公務災害 1 件
- ・交通災害 0 件

(4) 互助会に対する助成の状況

館林地区消防組合職員親睦会は、会員の会費と消防組合からの公費助成により運営されており、令和元年度の会員数は191名、共済事業費は、3,418,665円で、全額会員の会費でまかなわれており、厚生事業費は2,620,130円で、うち公費助成による事業費が1,161,730

円（全事業費の19.2%）、会員一人あたりの公費助成単価は6,656円で主に人間ドックの助成などの医療や職員研修事業に充てています。

（5）共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられております。

短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行っております。

長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行っております。

福祉事業・・・・・・疾病予防などの健康の保持増進事業、福利厚生のアウトソーシング事業、住宅資金の貸付事業などを行っております。

・群馬県市町村職員共済組合へ加入しております。

11 その他の事項

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる制度です。（地方公務員法第46条の規定に基づく）

◇件数及び処理状況

令和元年度中の措置要求はありませんでした。

（2）消防職員委員会

全国の消防では、平成18年10月1日から「消防職員委員会」制度が施行されました。

消防職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、当局と交渉する団体を結成し、加入してはならないという消防職員の団結権は認められておりません。

ただし、ILO87号条約をわが国は昭和40年に批准し、消防組織法を一部改正して消防職員委員会を設置、消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること、職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること、消防の用に供する設備・機械器具その他の施設に関することを各職員が意見書として提出する「消防職員委員会」制度を開始し、毎年度1回提出された意見書を審議する会議を実施し、委員会の審議結果を消防長に提出、その審議概要を職員に周知することとしています。

◇消防職員委員会の審査状況

意見の区分	意見提出件数	審議結果の区分
消防職員の勤務条件及び福利厚生	4件	実施することが適当 1件 諸課題を検討する必要あり 2件 実施は困難である 現行どおりでよい 1件
消防職員の職務遂行上必要な被服 及び装備品	4件	実施することが適当 諸課題を検討する必要あり 2件 実施は困難である 1件 現行どおりでよい 1件
消防の用に供する設備、機械器具 その他の施設	4件	実施することが適当 4件 諸課題を検討する必要あり 実施は困難である 現行どおりでよい
審議対象外	0件	
合 計	12件	実施することが適当 5件 諸課題を検討する必要あり 4件 実施は困難である 1件 現行どおりでよい 2件

(3) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分は、職員が、懲戒処分などその意に反する不利益な処分を受けた場合に地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、公平委員会に対して不服申し立てを行うことができる制度で、この処分に対する不服申し立ては、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならず、処分があったことを知らなかった場合でも、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、不服申し立てをすることができない制度です。

◇件数及び処理状況

令和元年度中の不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。